

1 成果目標の設定

平成26年5月に国が示した基本指針に基づき、5つの成果目標を設定する。

(1) 施設入所者の地域生活への移行（継続）

地域生活移行者の増加・施設入所者の削減

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行（成果目標の変更）

県が定める退院率・長期在院者数の減少に関する目標値に基づき、活動指標に障害福祉サービスの必要量を見込む

(3) 障害者の地域生活の支援（新規）

相談支援事業等の充実など地域生活支援機能について検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行（整理・拡充）

福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業の利用者の増加、就労移行支援事業所の就労移行率の増加

(5) 障害児支援の体制の整備（新規）

乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の確保

2 活動指標

成果目標を達成するために次の事項を定める。

(1) 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策など

(2) 地域生活支援事業（事業内容、事業種類ごとの量の見込み、確保方策など）